



別紙4様式第3号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、大分県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和 8年 4月 2日

豊後大野市農業委員会会長 三宮 憲治



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃料	借賃の相手方
大野町大原 字前田 987 番地	畑	426	使用貸借	水田	令和8年 9月1日	10年	0円	大分県 農業農 村振興 公社

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。
- 6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
 - (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。
 - (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
 - (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
 - (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
 - (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

2 共通事項

この農用地利用集積計画に定めるところにより利用権を設定する者（以下「甲」という。）から利用権の設定を受ける者（公益社団法人大分県農業農村振興公社。以下「乙」という。）に設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の変更

この農用地利用集積計画に同意した後に、農業委員会の提供する借賃等の動向などの情報を勘案して借賃の変更をする場合には、甲及び乙が協議して定める額に変更することができる。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期日までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(3) 転貸

乙は、利用権の目的物（以下「目的物」という。）を第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させる。

(4) 借賃の減額

災害その他の不可抗力により収益が減少し、1の各筆明細に定められた借賃の額より少ない収益となり、目的物の転借人から乙に対しその収益の額に至るまでの減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合は、乙は甲に対して減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。

(5) 修繕及び改良

ア 目的物の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

イ 甲は、乙又は転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗については、自らの費用と責任において当該目的物を修繕する。ただし、緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し、又は転借人に修繕させることができる。

ウ 乙は、甲の同意を得て転借人に目的物の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、原状回復については、転借人によるものとする。また、災害その他の不可抗力又は目的物の通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良行為により変更された場合は、この限りでない。

イ 乙は(5)のエによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求しない。

(7) 利用権の消滅

天災地変その他甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからず理由により目的物の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができないときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は消滅する。

(8) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ かんがい排水及び土地改良等に必要経常費は、原則当該土地改良区の決定による。

(9) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲及び乙並びに市町（農業委員会）が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(10) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(11) 利用権の解除

乙は、利用権の取得後2年間を経過しても、当該農用地等の貸付を行う事が見込めない場合は、県知事の承認を受けて解除するものとする。

(12) 個人情報の取扱について

農用地利用集積計画の記載内容について、県、市等関係機関に情報提供をする場合がある。

(13) 機構関連事業について

15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲及び乙並びに市町（農業委員会）が協議して定める。